

平成十二年政令第二百五十八号

総合科学技術・イノベーション会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

第二条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三条 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

第三条 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

第四条 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

第五条 会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

（庶務）

第六条 会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関する必要な事項は、議長が会議に諮つて定める。

（附則）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二六年五月一六日政令第一八四号）

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。